

■鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

NO	質疑文書	項目	質問事項	回答	掲載日
1	【別紙】鎌ヶ谷市 キャッシュレス決済 ポイント還元事業 業務委託 評価項 目及び評価基準の 配点について	見積額	見積額の配点は、絶対評価の理解でよろしいでしょうか。 提案限度額以内であれば15点となりますでしょうか。	お見込みのとおり、絶対評価となります。 見積額に対する評価につきまして、「鎌ヶ谷市キャッシュレス 決済ポイント還元事業業務委託 評価項目及び評価基準」に 記載のとおり「見積総額に対するポイント付与相当額の割 合」によって評価することとなります。したがって、総 事業費のうちポイント付与の割合が高いほど、評価は高くな ります。	11月14日
2	募集要項	(様式4-2) 見積書内訳	社独自の見積書式の提出でよろしいでしょうか。	様式4-2のとおり、ポイント還元費、事務費に係る内訳等 がわかれば、貴社の書式による提出は可能といたします。	11月14日
3	仕様書	5 事業概要	ア) 市から途中終了を要望するのは、どのような場合で しょうか。 イ) 万一、ポイント付与原資が超過した場合は、市負担の 理解でよろしいでしょうか。	ア) ポイント付与対象期間内であっても、ポイント付与額が 本市の予算の上限額に達することが予測される場合は終了と させていただきます。 イ) お見込みのとおり、市負担となります。	11月14日